平成２６年（フ）第１１９７６号
東京都板橋区高島平７丁目19―13―301
債務者　本村みほ子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目13番14号　ＮＥＯ・ＺＯＮＥ・M302
債務者　津覇　貞子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２０６号
北海道帯広市西10条南10丁目４番地３
債務者　土肥　孝紀
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１１９２１号
東京都国分寺市東元町２丁目11―28―315
債務者　鎌田　美里（旧姓坂内）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９４１号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目10―19―101
債務者　西　　澄枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９号
東京都八王子市西寺方町893番地１
債務者　緒方　　健
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１８９５号
東京都足立区佐野２丁目６―18　アーク佐野Ｂ207
債務者　小石川一三
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９８５号
東京都福生市大字福生二宮2444―305
債務者　渡部日出子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１９９７号
東京都足立区千住桜木１丁目10―16―114
債務者　植松　美樹
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２００６号
東京都豊島区池袋本町１丁目15―27―402
債務者　清水　一行
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０１９号
東京都北区浮間４丁目30―３―302
債務者　小泉千津子
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２７号
東京都町田市金森３丁目７―８
債務者　山崎あゆみ
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０２８号
東京都足立区六木４丁目１―５―102
債務者　澤木　恒徳
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０３２号
千葉県船橋市宮本２丁目14―５―410
債務者　出戸千江美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０３７号
東京都目黒区下目黒４丁目20―46　深谷アパート２Ｆ１
債務者　大間々隆志
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部